

大阪府障がい者サポートカンパニー登録基準

1 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第1項の登録要件は以下のとおりとし、これらの要件をすべて満たしている事業者を登録するものとする。

(1) 就労継続支援A型事業所を除く事業者の場合

ア 大阪府内に本社又は事業所を設置していること。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。ただし、法第43条第7項に基づく報告義務のない事業者については、障がい者雇用数の要件を満たすことを要しない。

ウ 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策への協力又は協力意思があること。

エ 労働関係法規を遵守していること。

オ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。

カ 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

キ その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。

(2) 就労継続支援A型事業所の場合

ア 就労継続支援A型事業所として指定を受けていること。

イ 登録申請時点での利用者が2人以上いること。

ウ 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策への協力又は協力意思があること。

エ すべての利用者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。

オ 労働関係法規を遵守していること。

カ 障がい者福祉関係法規を遵守していること。

キ 大阪府が実施する「就労人数調査」を提出していること。

ク 指導権限を有する府又は市町村から、虐待等を理由とする指導(総合支援法第49条及び第50条に規定する勧告、命令、指定の取消)を受けていないこと。(経営改善計画の提出や軽微な指導は除く)

ケ 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

コ その他登録事業所として適当でない事由が存在しないこと。

2 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第2項の登録要件は以下のとおりとし、(1)にあつては、これらの要件のうち、いずれかに該当している事業者を登録するものとし、(2)にあつては、ア及びイに加えてウからオの要件のうち、いずれかに該当している事業者を登録する。

(1) 就労継続支援A型事業所を除く事業者の場合

ア 職場体験または実習の受け入れ

登録申請日から過去2年間に、毎年1人以上の障がい者の職場体験または実習を受け入れていること。

イ 障がい者施設等への発注実績

登録申請日から過去2年間の障がい者就労施設等への発注実績が合計25万円以上であること。

ウ 法定雇用数を超える雇用

登録申請日の直前の障がい者雇用状況報告数(6月1日現在)で、次の基準を満たしていること。

- ・常用雇用労働者数300人未満の企業等⇒法定雇用障がい者数を1人以上超過して雇用
- ・常用雇用労働者数300人以上の企業等⇒法定雇用障がい者数を2人以上超過して雇用

エ 障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)との協定締結

障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)との協定を登録申請日に締結していること。

オ 大阪府施策への協力実績

(ア) 大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援、就労支援にかかる各種研修やセミナーに、講師派遣や見学受入れ等の実績があること。

(イ) 申請日時点で大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所登録があること。

(ウ) 大阪府ハートフルオフィス推進事業に協力していること。

登録申請日から過去3年以内に、ハートフルオフィス作業員の雇用実績、または府ハートフルオフィス推進事業が主催する研修等への講師派遣及び見学や実習の受け入れ実績があること。

(エ) 難病患者を雇用していること。

障害者総合支援法第4条第1項に定める難病患者の雇用実績があること。

(オ) 文化芸術活動を活かした障がい者の就労支援事業に協力していること。

登録申請日から過去3年以内に、公募展等に対する寄附、会場・現物の無償提供、後援実績があること。

(カ) 手話の普及に取り組んでいること。

従業員その他関係者を対象とした手話の講習会等の実施、または商品やサービスの提供に際して、手話を用いたコミュニケーションを確保するなど、手話の普及に関する取り組みを行っていること。

(2) 就労継続支援A型事業所の場合

ア 利用者の賃金のすべてを生産活動に係る事業収入のみで支払っている。(経営改善計画の提出を求められていない)

イ 開設後、1年以上経過していること。

ウ 登録申請前年度の定員数に対する一般就労者数の割合が10%以上であること。

エ 過去3年間で利用を開始した者の1年後事業所定着率が80%以上であること。ただし、一般就労に資する以下の理由での退所者は算定基礎から除外する。

(ア) 企業等への一般就労

(イ) 就労移行支援事業へのサービス変更

(ウ) 職業能力開発校、技術専門校等への入校

(エ) 入院、死亡

オ 過去2年間、すべての利用者に対し、最低賃金を上回る給与を支払っていること。

(令和4年3月15日 最終改訂)